

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱

手 引 き

令和5年4月

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部
事業系廃棄物対策課

目次

1	はじめに.....	1
2	要綱の概要.....	1
3	新規発生の報告（要綱第2条関係）.....	1
4	届出事項の変更（要綱第3条関係）.....	3
5	運搬計画書の提出（要綱第4条関係）.....	4
6	試験研究等及び適正管理の困難に係る譲渡し及び譲受けの申請（要綱第5条～第9条関係）.....	4
6. 1	試験研究等に係る譲渡し及び譲受けの申請（要綱第5条、第8条関係）.....	5
6. 2	適正管理の困難に係る譲渡し及び譲受けの申請（要綱第6条、第9条関係）.....	6
7	問合せ先.....	8

◆ 様式記入例

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書.....（第1号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書.....（第2号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書.....（第3号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書.....（第4号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書.....（第5号様式）

◆ 別紙

廃棄物の種類、表示記号等、濃度区分について

◆ 参考様式

誓約書

本手引きにおける用語は以下のとおりとします。

廃棄物処理法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

PCB特措法・・・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

PCB特措法規則・・・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

市規則・・・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

要綱・・・横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱

1 はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、平成13年に制定されたPCB特措法において、保管事業者が保管状況の届出を行うほか、期限内に処理すること等が規定されています。

本市では、平成24年に横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱を制定し、保管事業者に対して指導を行ってきましたが、平成28年8月にPCB特措法等が改正されたため指導要綱を改正しました。

本手引きは、PCB廃棄物を保管又はPCBを含む機器を使用している皆様を対象として、要綱を分かりやすく解説するためのものです。

2 要綱の概要

要綱ではPCB特措法等に定めのない以下の事項を規定します。

(1) 新規発生の報告（要綱第2条関係）

PCB廃棄物が新たに発生等した場合の手続き

(2) 届出事項の変更（要綱第3条関係）

PCB特措法第8条第1項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に規定する届出を行ったPCB廃棄物等について、変更が生じた場合の手続き

(3) 運搬計画書の提出（要綱第4条関係）

PCB廃棄物を保管する事業場を変更する場合の手続き

(4) 譲渡し及び譲受けの申請（要綱第5条～第9条関係）

試験研究等又は適正管理の困難に伴い、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合の手続き、及び審査基準

3 新規発生の報告（要綱第2条関係）

PCB廃棄物が新たに発生等した場合は、速やかに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書」（第1号様式）を提出してください。ただし、PCB廃棄物が新たに発生した後に、他の事業場で保管することを目的として運搬するために、要綱第4条に規定する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書」（第3号様式）を提出する場合は、本報告書を提出する必要はありません。

<提出書類>

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書（第1号様式）

- ・ 発生したPCB廃棄物の種類が確認できる写真

→ PCB廃棄物の外観と銘板（PCB廃棄物が電気機器の場合）が確認できるもの

- ・ PCB廃棄物の保管状況が確認できる写真

→ 廃棄物処理法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に従っていることが確認できるもの（保管場所の全景、保管掲示板等）

- ・ その他市長が必要と認める書類

【参考】

(1) 「PCB廃棄物が新たに発生した場合」の例

- ・ 建物の解体や電気設備の更新により、PCBを含有している電気機器等を取り外した場合
- ・ PCB廃棄物の保守点検や保管場所の清掃等によって、ウエスなどのPCB付着物（PCB汚染物）が新たに発生した場合
- ・ PCB廃棄物が新たに発見された場合（電気室の整理等で新たに見つかった場合等）
- ・ PCB廃棄物であることが新たに分かった場合（電気機器中の絶縁油の分析によりPCBが検出された場合等）

(2) 本報告の対象について

- ・ 本報告の対象となるもの
→ PCB特措法第8条第1項（第15条において準用する場合を含む。）に規定する届出を行っていないPCB廃棄物
- ・ 本報告の対象とならないもの
→ 使用中のPCBを含む電気機器等
（PCBを含む電気機器等であっても「使用中」のものは「廃棄物」に該当しないため、本報告の対象にはなりません。使用中の電気機器等でPCBを含有していることが判明した場合は、電気事業法に基づき、経済産業省関東東北産業保安監督部（TEL：048-600-0385～0388）に届出を行ってください。）

4 届出事項の変更（要綱第3条関係）

PCB特措法第8条第1項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に規定する届出を行ったPCB廃棄物等について、PCB廃棄物ではないことが判明した場合又はPCB使用製品ではないことが判明した場合や、数量や種類等が異なることが判明した場合は、判明した日から30日以内に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書」（第2号様式）を提出してください。

<提出書類>

・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書（第2号様式）

・ 変更の内容が確認できる書類

→「変更前と変更後のPCB廃棄物等のリスト」、「分析業者が作成した絶縁油中のPCB濃度分析証明書」、「電気機器製造業者が作成したPCBを使用していないことを示す証明書」等

【参考】

(1) 「PCB特措法第8条第1項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に規定する届出を行ったPCB廃棄物について、PCB廃棄物ではないこと、又はポリ塩化ビフェニル使用製品についてポリ塩化ビフェニル使用製品でないことが判明した場合」の例

- ・ PCBを使用していないことが、電気機器製造業者の証明書等により判明した場合
- ・ 電気機器等に含有している絶縁油中のPCBの濃度が、0.5 mg/kg以下であることが分析業者の分析により判明した場合

(2) 「PCB特措法第8条第1項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に規定する届出を行ったPCB廃棄物又はポリ塩化ビフェニル使用製品について、数量や種類等が異なることが判明した場合」の例

- ・ PCB廃棄物を複数個まとめて容器等に保管している場合等で、個数を誤って届け出ていることが判明した場合
- ・ PCB廃棄物等の種類を誤って届け出ていることが判明した場合

(3) PCB特措法第8条第1項(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)
に規定する届出において、本報告の対象とならない変更

- ・事業所の名称変更や特別管理産業廃棄物管理責任者の変更が生じた場合は、市規則第40条第2項に基づき「産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書」(第45号様式)を提出してください。

5 運搬計画書の提出(要綱第4条関係)

PCB廃棄物を他の事業場で保管することを目的として運搬する場合は、あらかじめ、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書」(第3号様式)を提出してください。本計画書の提出は、「市内間での運搬」、「市外から市内への運搬」、「市内から市外への運搬」のいずれの場合も必要です。

なお、PCB廃棄物を処分委託するために処分業者へ運搬する場合は、本計画書の提出の必要はありません。

運搬終了後は10日以内にPCB特措法施行規則第10条第2項、第11条、第21条、第28条に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業場変更届出書」(様式第二号)を提出してください。

<提出書類>

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書(第3号様式)
- ・ 運搬経路が確認できる図面

→積み込み場所から積み下し場所の運搬経路が分かるように、地図などに運搬経路を記入したもの

6 試験研究等及び適正管理の困難に係る譲渡し及び譲受けの申請(要綱第5条～第9条関係)

PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは、PCB特措法第17条により原則禁止されており、横浜市長が承認した場合等に限られています。そのため、要綱ではPCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合の申請手続きや審査基準を定めています。

PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合は、あらかじめ、申請者が譲り渡す者である場合には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書」(第4号様式)、申請者が譲り受ける者である場合には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書」

(第5号様式)を提出してください。申請は、譲り渡す者、譲り受ける者のどちらが行ってもかまいませんが、要綱第7条に基づく市長からの承認があるまでは、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行うことはできません。

なお、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けに伴ってPCB廃棄物を運搬する場合は、あらかじめ、要綱第4条に規定する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書」(第3号様式)を提出してください。

6. 1 試験研究等に係る譲渡し及び譲受けの申請(要綱第5条、第8条関係)

PCB特措法施行規則第26条第5号イに規定する、処理技術の試験研究又は処理施設における試運転(以下「試験研究等」という。)を目的として、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合は、要綱第5条に基づく申請を行ってください。

<提出書類>

・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書(第4号様式)

(申請者がPCB廃棄物を譲り渡す者である場合)

・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書(第5号様式)

(申請者がPCB廃棄物を譲り受ける者である場合)

・ PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、譲り渡す者と譲り受ける者が合意している旨を確認できる書面

・ PCB廃棄物を譲り受ける者が行う、試験研究等に係る計画書

→以下の内容を記載したもの

- ・ 試験研究等の目的
- ・ 試験研究等の期間
- ・ 試験研究等に使用するPCB廃棄物の量
- ・ 試験研究等により発生する廃棄物の処理責任をPCB廃棄物を譲り受ける者が負うこと
- ・ 試験研究等が生活環境保全上支障のないものであること

・ その他市長が必要と認める書類

【参考】

(1) 試験研究等に係る譲渡し譲受けについて

- ・試験研究等に係るPCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合は、申請をする前に、必ず本市までご相談ください。また、PCB廃棄物の試験研究等を実施する場合は、国又は関係する自治体にも必ずご相談ください。

(2) 申請書の記載における注意点

- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書」(第4号様式)及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書」(第5号様式)の「特別管理産業廃棄物管理責任者」欄には、譲り受ける側の特別管理産業廃棄物管理責任者を記載してください。

6.2 適正管理の困難に係る譲渡し及び譲受けの申請(要綱第6条、第9条関係)

PCB特措法施行規則第26条第6号に規定する、PCB廃棄物を保管する事業者が确实かつ適正にPCB廃棄物を保管することができなくなった場合で、PCB廃棄物を确实かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者に譲渡し及び譲受けを行う場合(以下「適正管理の困難に係るPCB廃棄物の譲渡し及び譲受け」という。)は、要綱第6条に基づく申請を行ってください。

<添付書類>

- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書(第4号様式)
(申請者がPCB廃棄物を譲り渡す者である場合)
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書(第5号様式)
(申請者がPCB廃棄物を譲り受ける者である場合)
- ・ PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けについて、譲り渡す者と譲り受ける者が合意している旨を確認できる書面
- ・ 譲渡し及び譲受けをする者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては、当該個人の住民票の写し
- ・ 譲り受ける者が法人の場合にあっては、当該法人の定款又は寄附行為
- ・ 譲り受ける者が法人の場合にあっては、当該法人の直近1年の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

・ 譲り受ける者が、廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面

→参考様式の誓約書を参照

・ PCB 廃棄物の写真

→PCB 廃棄物の外観と銘板（PCB 廃棄物が電気機器の場合）が確認できるもの

・ 予定される保管場所の図面等

→廃棄物処理法第 12 条の 2 第 2 項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に従っていることが確認できるもの（保管場所の平面図、立面図、全景写真、保管掲示板の写真等）

・ その他市長が必要と認める書類

【参考】

(1) 適正管理の困難に係る譲渡し及び譲受けについて

- ・適正管理の困難に係る PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合は、申請をする前に、必ず本市までご相談ください。

(2) 申請書の記載における注意点

- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書」（第 4 号様式）の「譲渡し理由」欄又は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書」（第 5 号様式）の「譲受け理由」欄には、譲り渡す者が、确实かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管できなくなった理由を具体的に記載してください。
- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書」（第 4 号様式）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書」（第 5 号様式）の「特別管理産業廃棄物管理責任者」欄には、譲り受ける側の特別管理産業廃棄物管理責任者を記載してください。

7 問合せ先

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課減量推進係

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 23 階

TEL 045-671-2513

FAX 045-663-0125

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱

様式記入例

参考様式

◆ 様式記入例

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書・・・・・・・・・・（第1号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書・・・・・・・・（第2号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書・・・・・・・・・・（第3号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書・・・・・・・・・・（第4号様式）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書・・・・・・・・・・（第5号様式）

◆ 別紙

廃棄物の種類、表示記号等、濃度区分について

◆ 参考様式

誓約書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

以下の書類を必ず添付してください。

- 発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類が確認できる写真（外観及び銘板が確認できるもの）
- 保管状況が確認できる写真
- その他市長が必要と認める書類（分析表の写しなど）

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 △△

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇 (△△△) 〇〇〇〇

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第2条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業場の名称	〇〇株式会社 △△工場
事業場の所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
電話番号	〇〇〇 (△△△) 〇〇〇〇
特別管理産業廃棄物管理責任者	〇〇 ××

新たに発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物

発生年月日	〇〇年 〇〇月 ××日								
発生場所	〇〇株式会社 △△工場 変電設備内								
発生したポリ塩化ビフェニル廃棄物					<input checked="" type="checkbox"/> 当欄記載の通り		<input type="checkbox"/> 別紙の通り		
番号	廃棄物の種類 (注)	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等 (注)	台数又は容器の数 (総重量)	濃度区分 (注)	参考事項
29-1	ウエス	〇〇 KVA	××	□□	19××年 〇月	その他	1台 (150kg)	低濃度	PCB濃度 4.5mg/kg
29-2	コンデンサー (3kg以上)	〇〇〇 KVA	△△	××	19△△年 ×月	DF式	2台 (120kg)	高濃度	
(注) 廃棄物の種類、表示記号等、濃度区分については「別紙」に記載されている選択肢の中から選んで記入をしてください。									
発生理由	工場内変電設備の更新を行ったため。								

書類の送付先（いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください）

 届出者 事業場 その他

その他	事業場の名称	〇〇株式会社 本社	電話番号	〇〇〇 (△△△) ××××
	事業場の所在地	〇〇県〇〇〇市×××町□□-□□		

※本市記載欄

管理番号

記入しないでください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

以下のような変更の内容が確認できる書類を添付してください。

- ・変更前と変更後のPCB廃棄物等のリスト
- ・PCB濃度分析証明書の写し
- ・製造業者が作成した証明書等

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 △△

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇 (△△△) 〇〇〇〇

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業場の名称	〇〇株式会社 △△工場
事業場の所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
電話番号	〇〇〇 (△△△) 〇〇〇〇
特別管理産業廃棄物管理責任者	〇〇 ××

ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

変更が生じた理由	<input checked="" type="checkbox"/> ポリ塩化ビフェニル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル使用製品でないことが判明したため <input type="checkbox"/> 数量や種類等が異なることが判明したため
上記が判明した日	〇〇年 〇月 〇〇日
変更内容	PCB特措法に基づき届け出していた保管中のトランス10台について、絶縁油中のPCBの濃度を測定したところ、4台が0.5mg/kg以下だったため、保管台数を変更します。 添付書類 ・変更前と変更後のPCB廃棄物の届出リスト ・分析証明書の写し

書類の送付先 (いずれかを選択し、「その他」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください)

 届出者 事業場 その他

その他	事業場の名称	〇〇株式会社 本社	電話番号	〇〇〇 (△△△) ××××
	事業場の所在地	〇〇県〇〇〇市×××町□□-□□		

※本市記載欄

管理番号

記入しないでください

ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)
横浜市長

運搬経路が確認できる図面を添付してください。

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 △△
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇 (△△△) 〇〇〇〇

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱第4条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書を提出します。

運搬責任者	所属 〇〇△△株式会社 〇〇〇課××係	氏名 □□ △△	電話番号 〇〇〇 (×××) △△△△
運搬理由	他の事業場で、一括して管理するため。		

保管(所在)の場所	変更前	名称	〇〇△△株式会社 A工場	電話番号	□□ (〇〇〇〇) △△△△
		住所	東京都××市△△町〇〇-〇〇		
		特別管理産業廃棄物管理責任者氏名	〇〇 □□		
	変更後	名称	〇〇△△株式会社 B工場	電話番号	〇〇〇 (×××) △△△△
		住所	横浜市〇〇区□□町××-××		
		特別管理産業廃棄物管理責任者氏名	□□ △△		

運搬予定年月日

〇〇年〇〇月××日

運搬するポリ塩化ビフェニル廃棄物

 当欄記載の通り 別紙の通り

番号	廃棄物の種類(注)	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等(注)	台数又は容器の数(総重量)	濃度区分(注)	参考事項
29-1	変圧器(トランス)	〇〇KVA	××	□□	19××年〇月	その他	1台(150kg)	低濃度	PCB濃度1.2mg/kg

(注) 廃棄物の種類、表示記号等、濃度区分については「別紙」に記載されている選択肢の中から選んで記入をしてください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

運搬経路

※ 添付図面のとおり。

運搬方法	運搬者	いずれかを選択し、「委託業者」を選択した場合は下欄に詳細を記入してください							
		<input type="checkbox"/> 自己運搬				<input checked="" type="checkbox"/> 委託業者			
		委託業者名	□□物流株式会社			許可番号	□□××〇〇		
	運搬車両	2tトラック							
	運搬容器	金属製容器							
	積み込み方法	クレーンにて積み込む							
	積み下し方法	クレーンにて積み下す							
	転倒防止措置	ワイヤーを用いて固定し、転倒防止する							
漏洩防止措置	油吸収材を容器に敷き詰め、漏洩防止する								

ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(申請先)
横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 △△

代表者印

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

電話番号 〇〇〇 (△△△) 〇〇〇〇

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱(第5条・第6条)の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡しについて、次のとおり申請します。

譲り受ける者	住所	横浜市□□区〇〇町××-××							
	氏名	株式会社□□×××× 代表取締役 □□ 〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)							
	電話番号	□□□ (〇〇〇) △△△△							
譲渡し後に 予定される保管場所	名称	株式会社□□×××× A事業所	電話番号	□□□ (×××) 〇〇〇〇					
	所在地	横浜市△△区××町〇〇-〇〇							
	担当者	□□ 〇〇							
譲渡し予定年月日	〇〇年 〇〇月 ××日								
譲渡し場所	名称	〇〇△△株式会社 敷地内	電話番号	〇〇〇 (△△△) □□□					
	所在地	横浜市〇〇区△△町□□-□□							
	特別管理産業廃棄物管理責任者	□□ 〇〇 (株式会社□□××××)							
譲渡し後の 申請者の連絡先	住所	横浜市〇〇区△△町□□-□□							
	名称	〇〇△△株式会社	電話番号	〇〇〇 (△△△) □□□					
譲り渡すポリ塩化ビフェニル廃棄物 <input type="checkbox"/> 当欄記載の通り <input type="checkbox"/> 別紙の通り									
番号	廃棄物の種類 (注)	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等 (注)	台数又は 容器の数 (総重量)	濃度区分 (注)	参考事項
29-1	その他PCB を含む油	-	-	-	-		1缶 (100kg)	低濃度	PCB濃度 1.5mg/kg
(注) 廃棄物の種類、表示記号等、濃度区分については「別紙」に記載されている選択肢の中から選んで記入をしてください。									
譲渡し理由 PCB廃棄物の処理技術の試験研究のため、試験研究試料として廃PCB油の譲渡しを行います。									

ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(申請先)
横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 △△

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

電話番号 〇〇〇 (△△△) □□□□

代表者印

横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱(第5条 **第6条**)の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受けについて、次のとおり申請します。

譲り渡す者	住所	横浜市□□区××町〇〇-〇〇							
	氏名	株式会社××〇〇 代表取締役 ×× 〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)							
	電話番号	××× (〇〇〇) □□□□							
譲受け後の 予定保管場所	名称	〇〇△△株式会社	電話番号	〇〇〇 (△△△) □□□□					
	所在地	横浜市〇〇区△△町□□-□□							
	担当者	〇〇 □□							
譲受け予定年月日	〇〇 年 〇〇 月 ×× 日								
譲受け場所	名称	株式会社××〇〇	電話番号	××× (〇〇〇) □□□□					
	所在地	横浜市□□区××町〇〇-〇〇							
	特別管理産業廃棄物管理責任者	〇〇 □□ (〇〇△△株式会社)							
譲受け後の譲渡し者の 連絡先	住所	横浜市□□区〇〇町〇〇-〇〇							
	名称	×× 〇〇 (自宅)	電話番号	△△△ (〇〇〇) ××××					
譲り受けるポリ塩化ビフェニル廃棄物								<input type="checkbox"/> 当欄記載の通り <input type="checkbox"/> 別紙の通り	
番号	廃棄物の種類 (注)	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等 (注)	台数又は容器の数 (総重量)	濃度区分 (注)	参考事項
29-1	その他PCBを含む油	-	-	-	-		1缶(100kg)	低濃度	PCB濃度 1.5mg/kg
(注) 廃棄物の種類、表示記号等、濃度区分については「別紙」に記載されている選択肢の中から選んで記入をしてください。									
譲受け理由 株式会社××〇〇が事業廃止により、PCB廃棄物を確実に適正に処理することができなくなったため、適正管理することを目的に、親会社である株式会社〇〇△△株式会社にPCB廃棄物を譲渡しを行います。									

・廃棄物の種類について

「廃棄物の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入して下さい。

<廃棄物の種類>

① 変圧器（トランス）、② 柱上変圧器（柱上トランス）、③ 計器用変成器、④ リアクトル、⑤ 放電コイル、⑥ 整流器、⑦ コンデンサー（3kg 以上）、⑧ コンデンサー（3kg 未満）、⑨ サージアブソーバー、⑩ 蛍光灯用安定器、⑪ 水銀灯用安定器、⑫ ナトリウム灯用安定器、⑬ 安定器（用途不明）、⑭ ネオン変圧器（ネオントランス）、⑮ その他電気機械器具、⑯ OF ケーブル、⑰ 変圧器油（トランス油）、⑱ 柱上変圧器油（柱上トランス油）、⑲ コンデンサー油、⑳ 熱媒体油、㉑ その他PCB を含む油、㉒ 感圧複写紙、㉓ ウェス、㉔ 汚泥、㉕ その他

・表示記号等について

「表示記号等」には、PCB を使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入して下さい。

<表示記号等>

① 不燃(性)油、② 不燃性（合成）絶縁油、③ シバノール、④ 富士シンクロール油、⑤ カネクロール油、⑥ 塩化ビフェニール、⑦ AF 式、⑧ DF 式、⑨ AFP 式、⑩ 冷却方式 LNaN、⑪ その他

・濃度区分について

「濃度区分」には、「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを選択して記入して下さい。不明の場合には、「不明」と記入したうえで、参考事項等にいつごろ区分が判明するか記入してください。

誓約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第5項第2号に規定する欠格要件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1又は2のいずれかに該当するもの
- 4 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
- 5 個人で政令で定める使用人のうち1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくはは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

法第7条第5項第4号ハの生活環境の保全を目的とする法令

- ①大気汚染防止法、②騒音規制法、③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、④水質汚濁防止法、⑤悪臭防止法、⑥振動規制法、⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、⑧ダイオキシン類対策特別措置法、⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌの政令で定める使用人

申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

上記欠格要件1から6のいずれにも該当しないことを確認のうえ誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎23F

電話 045-671-2513

FAX 045-663-0125

令和5年4月